

旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容																																																																																								
枚方支援学校	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが21件あった。</p> <table border="1" data-bbox="448 548 1495 1409"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都</td><td>平成27年5月27日から同月29日</td><td>975,498円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>大阪市</td><td>平成27年6月25日</td><td>5,810円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>平成27年7月9日から同月10日</td><td>242,277円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>交野市</td><td>平成27年7月23日から同月24日</td><td>80,449円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>平成27年7月29日から同月30日</td><td>14,620円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成27年7月29日</td><td>11,600円</td><td>平成27年11月13日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>11,600円</td><td>同上</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>平成27年8月5日から同月7日</td><td>96,760円</td><td>平成27年11月13日</td></tr> <tr><td>交野市</td><td>平成27年9月25日</td><td>1,260円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成27年10月1日から同月2日</td><td>116,388円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年10月7日から同月9日</td><td>507,661円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成27年10月22日から同月23日</td><td>170,900円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>平成27年12月1日</td><td>9,860円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>枚方市</td><td>平成27年12月3日</td><td>4,046円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成27年12月10日</td><td>1,354円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>平成28年1月6日から同月7日</td><td>15,440円</td><td>平成28年3月17日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>15,880円</td><td>同上</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成28年1月17日から同月22日</td><td>28,500円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>大阪市</td><td>平成28年2月16日</td><td>7,222円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>枚方市</td><td>平成28年2月18日</td><td>3,364円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> <tr><td>同上</td><td>平成28年2月25日</td><td>2,160円</td><td>平成28年5月31日</td></tr> </tbody> </table>				出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都	平成27年5月27日から同月29日	975,498円	平成28年5月31日	大阪市	平成27年6月25日	5,810円	平成28年5月31日	滋賀県	平成27年7月9日から同月10日	242,277円	平成28年5月31日	交野市	平成27年7月23日から同月24日	80,449円	平成28年5月31日	徳島県	平成27年7月29日から同月30日	14,620円	平成28年5月31日	和歌山県	平成27年7月29日	11,600円	平成27年11月13日	同上	同上	11,600円	同上	北海道	平成27年8月5日から同月7日	96,760円	平成27年11月13日	交野市	平成27年9月25日	1,260円	平成28年5月31日	兵庫県	平成27年10月1日から同月2日	116,388円	平成28年5月31日	同上	平成27年10月7日から同月9日	507,661円	平成28年5月31日	和歌山県	平成27年10月22日から同月23日	170,900円	平成28年5月31日	京都府	平成27年12月1日	9,860円	平成28年5月31日	枚方市	平成27年12月3日	4,046円	平成28年5月31日	同上	平成27年12月10日	1,354円	平成28年5月31日	三重県	平成28年1月6日から同月7日	15,440円	平成28年3月17日	同上	同上	15,880円	同上	東京都	平成28年1月17日から同月22日	28,500円	平成28年5月31日	大阪市	平成28年2月16日	7,222円	平成28年5月31日	枚方市	平成28年2月18日	3,364円	平成28年5月31日	同上	平成28年2月25日	2,160円	平成28年5月31日	<p>概算払をした旅費の精算手続について、今後は大阪府財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>平成29年3月29日、会計自己検査に併せて、併設されているむらの高等支援学校職員と合同で、会計事務に関する研修を実施した。研修においては、監査結果の報告を行うとともに「会計事務の手引き」を活用して、概算払をした旅費の精算手続を関係法令に基づき適正に実施するよう周知した。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																																																																																											
東京都	平成27年5月27日から同月29日	975,498円	平成28年5月31日																																																																																											
大阪市	平成27年6月25日	5,810円	平成28年5月31日																																																																																											
滋賀県	平成27年7月9日から同月10日	242,277円	平成28年5月31日																																																																																											
交野市	平成27年7月23日から同月24日	80,449円	平成28年5月31日																																																																																											
徳島県	平成27年7月29日から同月30日	14,620円	平成28年5月31日																																																																																											
和歌山県	平成27年7月29日	11,600円	平成27年11月13日																																																																																											
同上	同上	11,600円	同上																																																																																											
北海道	平成27年8月5日から同月7日	96,760円	平成27年11月13日																																																																																											
交野市	平成27年9月25日	1,260円	平成28年5月31日																																																																																											
兵庫県	平成27年10月1日から同月2日	116,388円	平成28年5月31日																																																																																											
同上	平成27年10月7日から同月9日	507,661円	平成28年5月31日																																																																																											
和歌山県	平成27年10月22日から同月23日	170,900円	平成28年5月31日																																																																																											
京都府	平成27年12月1日	9,860円	平成28年5月31日																																																																																											
枚方市	平成27年12月3日	4,046円	平成28年5月31日																																																																																											
同上	平成27年12月10日	1,354円	平成28年5月31日																																																																																											
三重県	平成28年1月6日から同月7日	15,440円	平成28年3月17日																																																																																											
同上	同上	15,880円	同上																																																																																											
東京都	平成28年1月17日から同月22日	28,500円	平成28年5月31日																																																																																											
大阪市	平成28年2月16日	7,222円	平成28年5月31日																																																																																											
枚方市	平成28年2月18日	3,364円	平成28年5月31日																																																																																											
同上	平成28年2月25日	2,160円	平成28年5月31日																																																																																											

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
むらの高等支援学校	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 569 1317 947"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成27年4月28日</td> <td>2,374円</td> <td>平成27年9月30日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>平成27年4月28日</td> <td>2,155円</td> <td>平成27年9月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成27年7月29日から同月31日</td> <td>46,680円</td> <td>平成27年11月13日</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>平成27年8月29日</td> <td>5,380円</td> <td>平成27年11月13日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	滋賀県	平成27年4月28日	2,374円	平成27年9月30日	兵庫県	平成27年4月28日	2,155円	平成27年9月30日	東京都	平成27年7月29日から同月31日	46,680円	平成27年11月13日	岐阜県	平成27年8月29日	5,380円	平成27年11月13日	<p>概算払をした旅費の精算手続について、今後は大阪府財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>監査結果の報告及び概算払をした旅費の精算手続に係る関係法令の遵守について、所属職員に対して周知徹底を行った。 今後は、適正な事務の執行を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																				
滋賀県	平成27年4月28日	2,374円	平成27年9月30日																				
兵庫県	平成27年4月28日	2,155円	平成27年9月30日																				
東京都	平成27年7月29日から同月31日	46,680円	平成27年11月13日																				
岐阜県	平成27年8月29日	5,380円	平成27年11月13日																				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月30日）